

長崎県立松浦高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・県内唯一のなぎなた部をはじめ、特色のある部も多く、目的意識を持って入部する生徒も多い。
- ・市内唯一の高校であり、保護者や地域からは、温かくも厳しい目で見守っていただいている。

【施設等の使用状況】

- ・活動場所の重複も少なく、各部とも十分な活動場所を確保できている。

【強化指定等】

- ・陸上部
- ・なぎなた部

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- ・スポーツを楽しみながら、心身の健康の保持増進や体力の向上を目指す。
- ・クラス・学年の枠を越えた交流の中で、豊かな人間力を育む。
- ・各部の実情に応じて設定した目標を達成することにより、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る

【休養日及び活動時間】

- ・週あたり1日以上休養日を設ける。その際、月2回以上は週末の休養日とすることを原則とし、家庭の日（第3日曜日）に配慮する。
- ・活動時間は、平日で2時間程度、休業日は3時間程度とする。各部の活動目標によって、週あたり16時間を超えないことを目安として、最適な活動時間を設定する。
- ・主要大会の直前において、活動時間・休養日が原則通りにならない場合、恒常化しないように計画し、生徒が十分に休養できるよう配慮する。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

大会参加計画をふまえた年間および月間の活動計画を各部で作成、提出し、学校ホームページを通じて公開する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・県体育保健課主催の研修に適宜参加し、校内に情報提供する。
- ・適宜、保護者会を実施する。
- ・外部指導者は学校長からの委託を受けた者に限る。また、顧問との連携会議や管理職との情報交換会を定期的実施する。

【熱中症等の事故防止について】

- ・十分な休養と水分補給の時間を確保する。
- ・熱中症計を設置するとともに、温度や湿度、各種警報に留意し、事故防止に努める。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- ・地域の小中学校との連携やバランスを考慮した部編成に努める。